

2012年(平成24年)6月25日

「汗水垂らしてコツコツ貯めた資金で不動産を賣り、所得税や固定資産税を払い、そして最後にこれで払いすか」とは、とあるクライアントがつぶやいた言葉。忘れもしない、資産の棚卸しをさせていたく過程で相続税額について説明した

相続税見据えた資産形成を

29

心配するものではなくなってきている。これまでまったく相続税の心配がなかつた人にとっても、不動産投資家としてスタートを切ることによって十分に起りうるのだ。

金融機関からの借入を利

資産に比例して税額も増加 団信は相続時のデメリットにも

を生み出す仕組みを形成したのは良いが、資産が膨らんだかゆえに「相続税」が待つ構える確率が高くなる。

金調達には団体信用生命保険が付保されていることが多い。

誤解を恐れず言えば、借金がなくなるというメリットが相続発生時にはデメリットともなるわけだ。

たとえば、すでに配偶者を「くい子どもが2人いて

先を見越して資産防衛

においては、金融機関からの借入を利

用して不動産という資産を増やしてキャッシュフロー

においては金融機関からの資産を購入するにあたっての基礎控除7,000万円（子ども2人分）を差し引いて「借入」が相続税を算出す際は課税対象の資産から控除されるので、実際に相続税の対象となる資産は少ないのではないか。

実際には団体信用生命保険の実行で1億5,000万円の残債務が消え、「2億円→0円＝2億円」ということだ。基礎控除後も相続税は2500万円となるの

も多い。であれば、資産形成時から相続税も視野にいれ、収益性は低いが相続税が0円になるわけでない。

評価額ばかりが高い不動産を売却し課税対象を減らすことでも相続税額を圧縮、仮に売却できない事情がある場合は共同担保としての活用で「収益性の高い」不動産を購入して納税資金の確保に努める、などの選択肢を早めに考えておく必要があるのではないか。先を見据えた資産形成の手順が、結果的には資産の防衛にもつながっていく。



中元崇(CFPネット不動産コンサルタント・CPM・CFP・相続アドバイザは融資時に加入必須の場合

となるからだ。
たまに誤解を受けている
ことがある。それは、不動

相続税の増税も検討され
るなか、もはや相続税は、
先祖代々の不動産を保有し
ている一部の資産家だけが